

会 議 開 催 案 内 （ 公 開 ）

「岡山県消費生活懇談会」を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和3年8月6日

岡山県消費生活懇談会

1 開催日時

令和3年8月17日（火）9時30分～11時30分

2 開催場所

ピュアリティまきび 2階「孔雀」の間
岡山市北区下石井二丁目6-41（TEL：086-232-0511）

3 内 容

(1) 報告事項

- ① 第3次岡山県消費生活基本計画に係る施策の取組状況
- ② 第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策の実施計画
- ③ 令和2年度消費生活センター事業実績の概要

4 傍聴定員

6人

5 傍聴手続

- (1) 受付時間は、当日9時00分から9時20分までです。会場の受付で、氏名と住所を記入してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。

6 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県県民生活部くらし安全安心課消費生活班
電話 086（226）7346

7 ホームページのアドレス

<http://www.pref.okayama.jp/page/583470.html>

傍 聴 要 領

岡山県消費生活懇談会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の受付予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、懇談会の会長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次に掲げる「会議の傍聴をする場合に守っていただく事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ懇談会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。